

三重ブランド認定品の二次利用における三重ブランド表示ガイドライン

三重ブランド認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む）等（以下「二次利用」という。）における「三重ブランド」の表示のあり方（ガイドライン）は、関係する法令等に定めるほか、次のとおりとする。

1. 二次利用における「三重ブランド」の表示（以下「二次利用マーク等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 二次利用マークは次のとおりとし、優先して使用するものとする。
- ・ 三重ブランド認定品と同じく、四角い金色の背景色のなかに黒色のシンボルマークを置く
 - ・ シンボルマークの下に黒色で「三重ブランド〇〇使用」と明記し、〇〇の部分に二次利用する三重ブランド認定品の品目を書く
 - ・ レイアウト、文字の書体、その他については三重ブランド認定品に準じる
- (2) やむを得ず二次利用マークが使用できない場合は、次のとおりとする。
- ・ 「三重ブランド〇〇使用」と明記し、〇〇の部分に二次利用する三重ブランド認定品の品目を書く

例えば、レストランのメニューや旅館等で提供する料理など二次利用マークの使用ができない場合などを想定しており、基本は二次利用マークを使用する

2. 二次利用マーク等は、三重ブランド認定制度の趣旨を理解している次の者が使用することができる。

- (1) 二次利用する三重ブランド認定品の認定事業者が認めた者
(2) 明らかに三重ブランド認定品を二次利用していると証明できる者

例えば、認定事業者からの直接仕入でなく市場等で購入した三重ブランド認定品を二次利用する場合等を想定している

3. 二次利用マーク等を使用するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 二次利用における原材料の仕入先や数量等の追跡調査（トレースバック）ができること
(2) 二次利用における原材料のうち、二次利用する三重ブランド認定品の品目において三重ブランド認定品以外の原材料が含まれないこと
(3) 二次利用の主たる原材料が三重ブランド認定品であるか、二次利用の商品名等の呼称に二次利用する三重ブランド認定品の品目名が含まれていること

例えば、「ひじきご飯」、「伊勢えびコロッケ」など三重ブランド認定品が主たる原材料でなくとも、その呼称に三重ブランド認定品の品目名が含まれていれば良い

4. 二次利用にあたっては、三重ブランドの品位を毀損することのないように努めなければならない。

例えば、一緒に使用する原材料がいわゆるB級品であったり、食品添加物等を多用したりするなどは忌避すべき事項である